兵庫県警察大規模事故災害初動措置要綱

［平成29年５月11日
兵庫県警察本部訓令第12号］

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　認知時の措置等（第６条―８条）
第３章　体制等（第９条―第21条）
第４章　雑則（第22条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、大規模事故災害が発生した場合において迅速かつ適切な初動措置を執るための報告、体制等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　大規模事故災害　緊急事態（大規模な災害、騒乱、テロリズム、武力攻撃その他の警察が総合的かつ一体的な措置を緊急に講じる必要がある事態をいう。）のうち、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、火事災害、雑踏事故、自動車事故その他の事故災害であって、多数の死傷者を伴うもの若しくは多数の死傷者を伴うおそれのあるもの又は社会的反響が大きいもの若しくは大きな社会的反響が予想されるものをいう。

(2)　海上災害　船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶等からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の事案をいう。

(3)　航空災害　航空運送事業者、自衛隊等の運航する航空機の墜落等大規模な航空事故等をいう。

(4)　鉄道災害　鉄道又は軌道における列車の衝突事案又は脱線事案をいう。

(5)　道路災害　道路の陥没、トンネルの崩落等道路構造物の被災等をいう。

(6)　原子力災害　原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第２条第１号に定める原子力災害又は原子力事業所等から放射性物質が大量に放出されることによる災害をいう。

(7)　危険物等災害　危険物又は高圧ガスの漏洩、流出、火災若しくは爆発、毒物又は劇物の飛散、漏洩若しくは流出、火薬類の火災又は爆発若しくは石油コンビナートなどの特別防災区域における危険物等の流出、火災又は爆発をいう。

(8)　火事災害　大規模な火災又は火災による広範囲にわたる林野の焼失等の事案をいう。

(9)　雑踏事故　祭礼、公営競技、花火大会、興行その他の行事等の開催により特定の場所に不特定多数の人が一時的に集合することに起因する事故をいう。

(10)　自動車事故　道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第８号に規定する車両による大規模な交通事故をいう。

（適用除外等）

第３条　発生原因が故意による犯罪の場合は、この要綱の適用から除外するものとする。ただし、当該犯罪を認知した段階で発生に至る原因が明らかでないときはこの限りでない。

（基本方針）

第４条　所属長は、大規模事故災害が発生した場合は、速やかに実態を掌握の上、危険性及び波及性を的確に判断して初動体制を確立し、人命救助を最優先とした初動措置を執るものとする。

（主管課）

第５条　次の表の左欄に掲げる大規模事故災害については、同表の中欄に定める態様に応じ、それぞれ同表の右欄に定める警察本部の課を主管課とするものとする。

種　　別	態　　様	主　管　課
雑踏事故	大規模な雑踏事故が発生したとき。	地域企画課
海上災害	１　船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難が発生したとき。 ２　船舶又は海洋施設からの油等危険物の大量流出等による著しい海洋汚染又は海上における火災若しくは爆発が発生したとき。	災害対策課
航空災害	民間航空機又は自衛隊施設外における自衛隊航空機に関する捜索救難活動を必要とする事案が発生したとき。	地域企画課
	１　日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域以外での合衆国軍用航空機事故等が発生したとき。 ２　旅客機の墜落事故又は人家密集地域への航空機の墜落事故（合衆国軍用航空機事故を除く。）が発生したとき。	災害対策課
鉄道災害	鉄道又は軌道における列車の衝突、脱線、転覆等（踏切事故を除く。）が発生したとき。	
道路災害	道路の陥没、トンネルの崩落等道路構造物による災害が発生したとき。	
原子力災害	原子力事業所等における放射性物質の大量流出事案が発生したとき。	

危険物等災害	1　石油コンビナート、可燃ガスの貯蔵施設等における大規模な火災又は爆発が発生したとき。 2　危険物、ガス、毒劇物、火薬類等が大量に流出し、又は爆発する事案が発生したとき。	
火事災害	1　人が現住する建物において大規模な火災が発生したとき。 2　広範囲にわたって林野が焼失等する火災が発生したとき。	
自動車事故	自動車、原動機付自転車、軽車両等が関係する大規模な交通事故（踏切事故を含む。）が発生したとき。	交通捜査課

2　警察本部長（以下「本部長」という。）は、大規模事故災害の内容等にかんがみ前項の規定によることが困難であると認めるとき、又は前項に規定する大規模事故災害以外の大規模事故災害が発生したときは、関係する所属の一を主管課として指定するものとする。

3　主管課は、主として被災者の救出救助及び避難誘導活動を行うとともに、体制の確立や情報の集約など、初動措置に関する必要な事務を総括するものとする。

第２章　認知時の措置等

（認知警察職員の措置）

第６条　警察職員は、大規模事故災害を認知した場合は、直ちに地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）に通報しなければならない。

（通信指令課長の措置）

第７条　通信指令課長は、大規模事故災害に関する通報を受理した場合は、直ちに大規模事故災害の発生地を管轄する警察署（以下「発生地管轄警察署」という。）の長（以下「発生地管轄警察署長」という。）、主管課の長（以下「主管課長」という。）、当該事案の捜査を担当する課の長及び警備部災害対策課長に連絡しなければならない。

（速報）

第８条　発生地管轄警察署長は、大規模事故災害を認知した場合は、直ちに自所属の警察職員を大規模事故災害の発生場所に派遣し、事案の概要、警察の執るべき措置等必要な情報を収集し、本部長に速報（主管課経由）をするものとする。

2　本部長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該情報を集約の上、直ちに警察庁及び近畿管区警察局へ速報するものとする。

第３章　体制等

（対策本部等の設置）

第９条　本部長は、大規模事故災害が発生した場合において、死傷者が多数発生していることが確実なとき、救出救助活動や捜索活動における困難が予想されるときその他必要と認めるときは、本部長を長とする兵庫県警察大規模事故災害対策本部（以下「対策本部」という。）を、対策本部を設置するに至らないが発生した事案に関係する部及び課が緊密な連携の下に対処する必要があると認めるときは主管部の長（以下「主管部長」と

いう。）を長とする兵庫県警察大規模事故災害対策室（以下「対策室」という。）を、警察本部に設置するものとする。

２　本部長は、必要に応じて対策本部及び対策室（以下「対策本部等」という。）の移行及び解除をするものとする。

３　対策本部等の長は、対策本部を設置した場合にあっては兵庫県警察大規模事故災害対策本部直轄部隊（以下「対策本部直轄部隊」という。）を、対策室を設置した場合にあっては兵庫県警察大規模事故災害対策室直轄部隊（以下「対策室直轄部隊」という。）を編成するものとする。

（対策本部等の指揮系統）

第10条　対策本部及び対策本部直轄部隊の指揮系統は、兵庫県警察大規模事故災害対策本部及び兵庫県警察大規模事故災害対策本部直轄部隊指揮系統図（別表第１）のとおりとする。

２　対策室及び対策室直轄部隊の指揮系統は、兵庫県警察大規模事故災害対策室及び兵庫県警察大規模事故災害対策室直轄部隊指揮系統図（別表第２）のとおりとする。

（対策本部等の編成）

第11条　対策本部の編成は、兵庫県警察大規模事故災害対策本部編成表（別表第３。以下「対策本部編成表」という。）に定める班により行うものとし、対策室の編成は、兵庫県警察大規模事故災害対策室編成表（別表第４。以下「対策室編成表」という。）に定める班により行うものとする。

２　前項の規定により編成される対策本部等の各所属ごとの差出人数は、主管部長と協議の上、警備部長が別に定めるものとし、事案に応じて対策本部等の長が必要な班、人員を指定して編成する。

３　対策本部等の長は、具体的な被害状況等に応じて、対策本部等の編成、任務の変更、人員の増減等を行うことができる。

（対策本部直轄部隊等の編成）

第12条　対策本部直轄部隊及び対策室直轄部隊の編成は、兵庫県警察大規模事故災害対策本部直轄部隊編成表(別表第５。以下「直轄部隊編成表」という。）に定める部隊により行うものとする。

２　前項の規定により編成される対策本部直轄部隊及び対策室直轄部隊の各所属ごとの差出人数は、主管部長と協議の上、警備部長が別に定めるものとし、事案に応じて対策本部等の長が必要な部隊、人員を指定して編成する。

３　対策本部等の長は、具体的な被害状況等に応じて、対策本部直轄部隊及び対策室直轄部隊の編成、任務の変更、人員の増減等を行うことができる。

（署対策本部の設置）

第13条　発生地管轄警察署長は、警察本部に対策本部等が設置されたときは、発生地管轄警察署長を長とする警察署大規模事故災害対策本部（以下「署対策本部」という。）を設置するものとする。ただし、警察本部に対策本部等が設置されていない場合において、発生地管轄警察署長が、自ら特別な体制により大規模事故災害に対処する必要があると

認めるときは、署対策本部を設置することができる。

（要員の招集）

第14条　主管課長は、対策本部編成表、対策室編成表又は直轄部隊編成表に定める所属から初動措置に必要な要員を指定し、その要員の所属の長に対し、要員の招集を要請するものとする。

（隣接警察署からの要員派遣）

第15条　対策本部等の長は、対策本部直轄部隊又は対策室直轄部隊を早急に派遣できないなどやむを得ない事由があるときは、発生地管轄警察署に隣接する警察署の長と初動措置に必要な要員の派遣に向けた調整をすることができる。

（各班の要員配置）

第16条　対策本部等の各班の要員は、指揮室で運用する要員と自所属の執務室で運用する要員とに分けて配置し、役割分担を明確にして相互に連携するものとする。

（初動措置）

第17条　警察職員は、大規模事故災害が発生した場合は、次に掲げる初動措置を執るものとする。

(1)　被災（害）者の救出救助及び避難誘導
(2)　行方不明者の捜索
(3)　被災（害）状況の調査
(4)　雑踏整理、交通規制及び緊急の用に供する車両の通行路の確保
(5)　犯罪の予防及び危険防止のための警戒警備
(6)　現場保存、現場検証等
(7)　遺体の収容及び検視
(8)　広報活動
(9)　その他必要な措置

（報告）

第18条　対策本部等の長は、事案の概要、被害状況、初動措置等について、適宜、警察庁及び近畿管区警察局に報告するものとする。

（現地指揮所の設置）

第19条　対策本部等の長又は署対策本部の長は、大規模事故災害の発生現場において、特別な体制により対処する必要があると認めるときは、対策本部等の長又は署対策本部の長が指定する者を長とする現地指揮所を適切な場所に設置することができる。

（援助の要求）

第20条　本部長は、大規模事故災害の規模、特殊性等から判断して、必要があると認めるときは、速やかに警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求を公安委員会に求めるものとする。

（捜査本部との連携）

第21条　対策本部等は、捜査本部（捜査本部運営規程（平成３年兵庫県警察本部訓令第11号）に定める捜査本部をいう。）が設置された場合は、現場保存、現場検証等の初動捜査

や遺体の収容及び検視などの活動について捜査本部と連携し、必要な情報を共有するものとする。

第４章　雑則

（細則の制定）

第22条　警察署長は、この要綱の実施について、必要な細則を定めるものとする。

附　則

この訓令は、平成29年５月11日から施行する。

附　則

この訓令は、平成30年３月27日から施行する。

附　則

この訓令は、令和元年６月１日から施行する。

附　則

この訓令は、令和２年９月１日から施行する。

附　則

この訓令は、令和３年３月22日から施行する。

附　則

この訓令は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

この訓令は、令和４年３月25日から施行する。

附　則

この訓令は、令和４年９月14日から施行する。

附　則

この訓令は、令和５年３月24日から施行する。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する